

平成25年定例第3回市議会会議録(第4日)

平成25年9月20日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
8番	近藤	新一	17番	壇	康夫
9番	梶山	忠男	18番	河野	一昭
10番	中尾	眞智子	19番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

7番 坂田 仁

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	松藤 典子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	企画財政課長	坂田 良二
副市長	高野 道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山 俊英
教育長	藤原 喜雄	介護健康課長 兼地域包括支援センター長	野田 浩
監査委員	平井 常雄	福祉事務所長	梅津 俊朗
総務部長	吉開 忠文	環境衛生課長	富重 巧斉
市民生活部長	松藤 泰大	農林水産課長	坂梨 一広
環境経済部長 兼企業誘致推進室長	横尾 健一	商工観光課長	吉開 均
建設都市部長	石橋 慎二	上下水道課長	加藤 康志
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義
消防長	塚本 哲嘉	教育部指導室長	藤木 文博
総務課長	馬場 洋輝		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 認定第1号 平成24年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第2号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第3号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第4号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- (5) 認定第 5 号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第 6 号 平成24年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第 7 号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第 8 号 平成24年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第 9 号 平成24年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- (10) 議案第49号 みやま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第51号 みやま市道路線の廃止について
- (13) 議案第52号 大字の区域の変更について
- (14) 議案第53号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第 3 号）
- (15) 議案第54号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (16) 議案第55号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (17) 請願第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書
- (18) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書

午前 9 時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1～第 9 認定第 1 号～認定第 9 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 認定第 1 号 平成24年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 9. 認定第 9 号 平成24年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

までの9件を一括議題といたします。

本9件につきましては、決算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。河野決算審査特別委員会委員長、お願いします。

○決算審査特別委員長（河野一昭君）（登壇）

皆さんおはようございます。決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

本決算審査特別委員会に付託されました案件は、認定第1号 平成24年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成24年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件であります。

審査の方法については、17名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと、実質執行経過はどうであったか、期待される行政効果を達成されたかなど、当該年度限りではなく、将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重に審議をいたしました。

本特別委員会の開催は、9月3日、9日、17日、19日の4日間、分科会は9月10日、11、12日の3日間にわたって開催。分科会では、それぞれの所管に属する歳入歳出決算の審査を行い、全体会議等では、全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行いました。

一般会計としては、平成24年度歳入決算額は18,483,229,075円で、最終決算額は17,711,927,914円で、歳入歳出差し引き額は771,301,161円、実質収支は685,832,161円の黒字となっております。

一般会計と特別会計を合わせた歳入合計額は30,314,131,512円、歳出合計額は29,265,027,388円、歳入歳出差し引き額は1,049,104,124円、実質収支は963,635,124円の黒字となっております。

なお、審査の中で各委員から指摘があったものについて、特に重要性があると思われるものについて申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

市財産である備品は、調査を徹底して行い、適正管理に努めること、2、税の徴収については、努力が認められるが、今後も不公平が生じないように引き続き強化を図ること、3、結婚サポート事業については、関係団体との連携を強化し、農林水産事業従事者の登録推進を図ること、4、光ファイバー網整備事業については成果を具体的に取りまとめ、特に経済

効果を明らかにすること、5、定住化対策については成果を具体的に取りまとめて、充実を図ること、6、健診等の日程については早目に住民に知らせ、受診率の向上を目指すこと、7、有害鳥獣駆除については、依然として農作物の被害が深刻な状況にあり、狩猟免許保有者が増加するように取り組むなど、さらなる対策の強化と予算の拡充を図ること、8、農業振興を図るため、国県の補助事業を大いに活用し、生産及び意欲の向上を図ること、9、安全性と利便性の向上を図るため、適宜適正な計画を踏まえて、生活道路及び水路の早急な整備を図ること、10、商工活性化対策及び企業誘致の推進を積極的に行うこと、11、消火栓の設置については、市内全域が対象となるよう防火水路の確保に努めること、12、学校評議員の評価については、その評価結果を広く市民に知らせること、13、清水山荘の運営については、NPO法人を初めとする指定管理者等を含め、有効活用の検討を急ぐこと、14、図書館の運営については利用者の状況等を把握し、ニーズを捉えて蔵書の充実を図ること、15、校舎開閉業務委託については、具体的な業務内容がわかるように表現すること。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

1、税の徴収については、努力は認められるが、さらなる徴収率の向上に努め、安定した運営ができるように努力すること。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

水洗化率が伸びない原因はどこにあるのかを分析し、効果が上がるように努めること。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

基金積み立てについては、今後の事業計画を見据えた目標を設定し、実施すること。

次に、水道事業会計について申し上げます。

貯水タンク周辺に防犯カメラを設置するなど、厳重な管理体制を図ること。

以上を踏まえ、全体として主要な施策の成果説明書については、取りまとめ基準を定めて作成すること。

以上、本決算審査特別委員会で審査経過及び全体指摘事項1項目、一般会計指摘事項15項目、特別会計指摘事項3項目、水道事業会計指摘事項1項目について申し上げましたが、委員会としては、認定第1号 平成24年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 平成24年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件は、いずれも認定すべきものとして、また、認定第9号 平成24年度みやま市水道事業会計利益

の処分及び決算の認定については、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま河野決算審査特別委員会委員長より報告をいただきましたけれども、質問を賜るわけですが、その前にちょっと、議員諸氏の皆さんには本会議前に御報告申し上げておりましたけれども、市長以下執行部の皆さんに報告が申しおくれておりました。大変申しわけございません。

きょうの最終本会議でございますが、15番井手議員さん、それから7番の坂田議員さんからは、いずれも欠席届が出ております。その旨、御承知おきいただくように、大変遅くなりましたけれども、御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは続きまして、これより委員長に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、認定第1号について討論を行います。

認定第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成24年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第2号について討論を行います。

認定第2号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第2号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第3号について討論を行います。

認定第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんけれども、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第3号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第4号について討論を行います。

認定第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第4号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第5号について討論を行います。

認定第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定をされました。

次に、認定第6号について討論を行ってまいります。

認定第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定でございます。

認定第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第6号 平成24年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第7号について討論を行います。

認定第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。

認定第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第7号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第8号について討論を行ってまいります。

認定第8号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号について採決をいたします。

本件に対する委員長報告は認定でございます。

認定第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第8号 平成24年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第9号について討論を行ってまいります。

認定第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決及び認定でございます。

認定第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第9号 平成24年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり原案可決及び認定をされました。

日程第10 議案第49号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第49号 みやま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第49号 みやま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月12日に松藤市民生活部長、長岡市民課長及び関係係長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部改正により、地方税の延滞金割合の見直しが行われたことに伴い、後期高齢者保険料の納付に係る延滞金の割合を改正するため、条例の一部を改正するものとなっています。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第49号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第49号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号 みやま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第50号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

おはようございます。議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月10日に横尾環境経済部長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、本市への工場等の新設、増設をより促進するため、旅館業についても課税免除の対象として追加し、また、企業の多様化する経営形態に対応するため、あわせて指定対象を拡充するもので、それに伴う条文の整備を図るものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第50号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第50号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号 みやま市工業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第51号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第51号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第51号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は9月10日に、石橋建設都市部長、梅崎建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、道路法の規定に基づき市道を廃止するためのものであります。

対象路線は15路線で、路線番号2323、樋口2号線、路線番号2329、樋口3号線、路線番号2337、樋口4号線、路線番号2338、樋口5号線、路線番号2341、樋口6号線、路線番号2342、樋口7号線、路線番号2352、樋口8号線、路線番号2353、樋口9号線、路線番号2357、樋口10号線、路線番号2358、樋口11号線及び路線番号2365、樋口13号線の11路線は、市営住宅堀池園団地の廃止に伴い、不要となった市道路線を廃止するものであります。

次に、路線番号2492、郷ノ瀬2号線、路線番号2494、郷ノ瀬3号線、路線番号2496、郷ノ瀬5号線、路線番号2497、郷ノ瀬6号線の4路線は、市営住宅東町団地の廃止に伴い、市道路線を廃止するものであります。

当委員会は慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第51号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりません。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号 みやま市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第52号

○議長（牛嶋利三君）

次に、日程第13. 議案第52号 大字の区域の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第52号 大字の区域の変更について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月10日に横尾環境経済部長、坂梨農林水産課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、山川地区三峰換地区の県営土地改良事業の実施に伴い、大字の区域を変更するものであります。

当委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行ってまいります。議案第52号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号 大字の区域の変更については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第53号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第53号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

15ページ、道路新設改良事業、これ16,800千円ですか、通常、道路改良とかは事前に計画どおりで、補正でやることは非常に少ないと思うんですけども、補正でやらなければならなかった理由ですね。あわせて、誰か、例えば議員さんからの何か要望とか、区長さんからの要望とかなんか、そういった人からの要望、あるいは地域からの要望があったのかどうかも含めてお知らせください。

一応、いろいろ道路とかについては、特に住民からの要望とかでかなりたくさんの要望が上がっているというふうに思っています。私も山川町ときは、議員さんからは絶対だめだといって受け付けないで、区長会に一任して、区長会の中で調整をとって、区長から上げてきたものを順次やっていったという思い出がありますけれども、こういった道路改良をすることについて議員さんからの介入とか、あるいは有力者というか、知りませんが、そういった人たちの影響、そういったのを考慮に入れてやっておられるのかですね、そこいらもあわせてお聞かせください。まずは理由ですね。なぜ補正まで組んでこの改良事業をせにやいかんのか、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

おはようございます。実は今の田中議員さんの質問ですけれども、高田の8款2項3目の部分についてだろうと思います。これについては2点、2カ所の補正をお願いしておるところでございます。この1カ所については、高田町今福地区で、現道が1.5メートルという現状でありまして、狭く、道路線形が不良でありますので、東側水路にかかる橋梁も狭いため、付近で転落事故も発生しているという状況がありましたので、危険性、緊急性を判断いたしまして、地域住民からの要望及び地権者の同意があることも含めまして判断して、このたびの補正をお願いしたものでございます。

それと2点目につきましては、2カ所お願いしておるんですけれども、瀬高町高柳地区で国道443バイパスから取りつけ道路の連絡道路でありますけれども、幅員がこれが狭いため、現在、一部を改良いたしております。ただ、そこにかかる水路がありますので、水路の部分をボックスカルバートでやる予定だったんですけれども、それに伴う取りつけ護岸等が必要になったため、一緒に発注したほうが経費的にも安く上がるし、時間的にもかからないという思いがありまして、このたびの補正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

危険性とかそういうことで、今福のほうは、あれは一応理解できます。地域の人々の危険があるということであれば。ただ、こういう書き方ですけどね、これは合算して書いておるわけでしょう、やり方は、これ。今福が幾らですか、高柳が幾らというのは分けて出るんですか、ここは。だから、議員に出すときはできるだけわかりやすくですな、高柳部分が幾ら、今福部分が幾らというような感じで書いて、「資料の6ページ」と呼ぶ者あり）資料に書いてある。じゃ、後で見えます。いずれにしろ、そういった緊急性とか危険が伴うというのはいいけれども、基本的には議員さんからの要望とか、そういったのは無視して、特にそういった要望があった場合は公表してくださいよ。そうすると、そういった議員さんはよろしくないということで皆さんに知らせにやいかんからね。今後は、だから、そういったふうにして、今回はもうしようがないと思うけど、金額小さいから。だから、できるだけ区長会を中心に、区長会で調整をしてもらって、上がってきたものをずっと順番にしていくと。

何か議員が来てから特別そこをちょっと、そういうのを前に回したということがこれからもないようにやっていってほしいと、これは要望ですけど、終わります。

○議長（牛嶋利三君）

要望やったらもう答弁は要らんですね。（「要らん」と呼ぶ者あり）10番中尾眞智子議員さん、手が挙がっておったようですが。はい、どうぞ。

○10番（中尾眞智子君）

13ページの一般廃棄物処理施設整備調査費のところですけども、今回、柳川と一緒になっごみ焼却施設を新設するという、もう場所の選定もできましたけれども、多分それに伴う基本構想だと思いますけれども、基本構想の中で焼却処理施設はあくまでも中間処理施設じゃないかなと、最終処分場まであつて処理が終わるんじゃないかと思いますが、最終処分場についてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

おはようございます。お答えします。

今、議員御指摘のとおり、最終処分場までがごみの処分の流れだというふうに思っておりますけれども、現在みやま市側では昭和開地区に用地を確保して供用を行っているところで。それでまた、延命化の調査も行って、11月、あるいは12月ぐらいにはその結果をまた皆様方に御報告するような段取りになっております。

今御質問の柳川市との中ではどういうふうになっているのかということなんですけれども、柳川市は御存じのとおり今持ち合わせておりません。それで、この分については今後の計画を策定する段階で協議をすることになっておりまして、みやま市側で持っている最終処分場のほうに持っていくということには今のところなっておりません。あくまでも新施設で整備するのか、それからまた、柳川市さんも持っていらっしゃる用地を使えるようにされるのか、あるいは、みやま市側が持っている用地を今後使っていくのか、その辺は今後の協議の課題となっております。それで、昭和開の地区についても現在のところ全く、新施設からの焼却灰で、いわゆる全てを持っていくとか、そういった話は全くしておりませんし、考えてもおりません、現時点では。あくまでも、仮に使うとしても、みやま市の搬入量に応じて、灰を最終処分場に持っていくということは当然考えておるわけなんですけれども、全体的にそれ

を持っていくとか、そういったことは全く今のところは考えておりませんし、今後の協議の課題となっているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第53号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第53号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

日程第15 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第54号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第54号の討論につきましては、ただいまのところ通告があ

っておりませんけれども、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第54号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第16 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第55号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第55号の討論につきましては、ただいまのところ通告がおりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号の採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第55号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第17 請願第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

おはようございます。それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は9月11日、吉開総務部長、坂田企画財政課長、西山企画財政課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもとに委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨としては、自治体の安定的な財政運営を行うためには、地方交付税総額を確保し、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持することが重要であり、地方の安定的な財政運営を実現するために2014年度政府予算における地方財政の充実・強化を目指す必要があるもので、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。請願第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっていませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

請願第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は委員長報告のとおり採択をされました。

暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

お諮りをいたします。発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 発議第5号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。柁嶋議会事務局長、お願いいたします。

○議会事務局長（柁嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより提出議員の説明を求めてまいります。16番宮本五市君、お願いします。

○16番（宮本五市君）（登壇）

発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げ

ます。

本議案は、地方自治法の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

本件の内容につきましては、ただいま事務局長から朗読により説明をいただいたとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより提出議員の説明に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ちょっと確認をさせていただきたいのが、3ページ目の要望事項の記、2番の5番と7番ですけど、自動車重量税及び取得税等は現行国において考慮されているという中で、これは車の普及を初め全国的に自動車メーカー云々という動きがある中で、現行制度を堅持するというよりも、地方財源の確保をするというのが優先であって、現行制度を堅持するということまで意見書として出す必要がどこまであったのかなというのが1つ。

それと、7番の地球温暖化対策の譲与税というのは、どういう形の譲与なのか、税がかかるのか。これも、みやま市も含めいろんな形で推進している中で、こういう税を新たに創設するというのはどういう形で意見書を出されるのか、ちょっとその2点、御確認したいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）（登壇）

これは一応説明書が、九州市議会かな、（「全国市議会」と呼ぶ者あり）全国市議会の要領に沿ってこれを検討した結果、それで皆さん御賛同いただいて、特別にそれけんといっているいろいろな御意見はなかったもので、ちょっと私はこれ以上はお答えできませんので、よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

一応提出が総務文教常任委員会ということで、全国議長会のほうで出た資料だということ

で、この辺の中身がもしわかれば、どなたかお教えいただければと思いますけれども、わからなければ、このままするしかないという形でしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

私も確たるところはわかりませんが、5番につきましては、国の動きが消費税とかいろいろな税金体系を見直しよる状況の中で、そういった話が出てきておるわけでございます。したがって、もしもそういうことが起きたら、5番については、ちゃんと大体の財源を確保しておきなさいよということが、いわゆる市長会の意向でもあるし、私たちが同じ気持ちでございます。

それから、地球温暖化につきましては、これはやっぱりもともとのですね、地球温暖化は国家、国民を挙げての問題でございまして、国税として必ずそこいらを推進していこうということでございますので、その国税の中から譲与いただくという意味を含めて掲げておるわけでございますので、私は、これだったら、この文言でいいかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、説明を2番議員からいただきましたけど、私も5番の、特に自動車重量税等については消費税の絡みがあるというのは十分わかっているつもりです。その上で、消費税が増税されたらこれをなくすよという国の動きのはずですね。だから、現行制度を維持しなさいということは全く論外の話にならないですか、今の説明だと。そういう話だと、現行制度を維持しなさいよじゃなくて、財源の確保をしなさいよということでしょう、単純に言うと。だから、消費税とのこれはリンクの話ですよ、国の動きも。それなのに、消費税を上げられて、なおかつ現行制度を維持されたら、住民、国民の負担がふえるだけだと。アベノミクスという経済改革にならないという国の動きがあるわけですね。そこに対して、現行体制が必要なのかということをお願いしたいということで、ちょっと確認しているわけです。

それと、ついでに、3回目ですのであれですけど、この内容を市としては国に対して意見

書なり、そういう形で動きをされるのかどうかもあわせてぜひ御確認をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっとよろしいですか。今、提出議員からの説明があつて、質疑があつておりますが、当然3回目の質問だということで御確認、議員おのずとやっていたいておりますが、このことに対する全国市議会議長会のほうから、それぞれの全国の市へ、議長あてに配布いただいておりますね。それで、本市としてもこのようなことで決定いたしますよというようなことでの御議論を、総務文教常任委員会のほうに付託をかけてやっておりますね。で、委員長報告がありました。今からそれに対する、これでいいのかというようなことで表決を行います。よろしいですか。（「では、市の動きについての答弁のほうはなしということですね」と呼ぶ者あり）いや、市の動きじゃなくして、議会でどう扱うのかという、全国市議会議長会のほうからの御意向ですからね。（「だから、総務委員会でそういう話をされて、市の動きはあるんですかと。市のほうの答弁じゃないですよ。議会だけの意見書じゃなくて、市からはそういう何か、特に市のほうは人事の、要は公務員給料を削減しましたよね、平成25年度分、そういう動きがあるかどうかは委員会でも確認されて、この文面になっているか」と呼ぶ者あり）

その関係はちょっと、16番宮本委員長のほうから説明をお願いしたいと思います。特に執行部のほうからの考え等は別はないと私は思っておりますけれども、委員長のほうから（「提出者に質問という形で私は」と呼ぶ者あり）ですから、委員長のほうからお願いしたいと思います。

○16番（宮本五市君）（登壇）

ちょっと意味がようとわかりませんが、執行部から特別な話は出ておりません。これはあくまでも委員会の中で協議して、この文面を朗読していただいて、これでよかろうと。まして、全市町村にこれが配布して一緒にやるような説明の内容でしたので、委員会としてはそれに合わせていこうということでございましたので。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと確認しますけれども、17番壇議員さんのほうが、執行部への委員会としての取り扱いをやったわけですね。その中での執行部への考え方なり、いろいろお尋ねいただいた経緯がありますかというような質問があつておるわけですね。ですから、執行部へのそうした

委員会としての取り組み、審議をされる中での執行部への話とか、考え方とか、気持ちを聞かれた経緯はないですね。16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）（登壇）

ちょっとこれ、執行部から特別意見を言っていたくじゃなし、流利的なことの説明はあったということです。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

日程第18 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

次に、日程第18. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件につきまして、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまでの閉会中の継続調査となって

おりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきます。

ここで皆さんにお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により、議長に委任をいただきたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。

平成25年第3回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

上記会議の次第は、梶嶋修一の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利 三

みやま市議会議員 近 藤 新 一

みやま市議会議員 梶 山 忠 男